

大会発表報告

フォスタリング機関(里親養育包括支援)事業の委託を受けて —実践の中で見えてきた課題—

丸山隆康・中谷美子
(多摩フォスタリング機関二葉学園)

1. はじめに

児童養護施設「二葉学園」では、早期にグループホームを展開するなど「家庭養育の優先の原則」を先駆的に実践してきた。

この実績を踏まえ、多摩地域における社会的養護に「施設⇒家庭的養護⇒家庭養育」の流れを作り出す社会的責任があると認識し、令和2年10月、東京都が「フォスタリング機関事業」のモデル実施を開始するにあたって、この責任を果たすべく事業を受託したところである。

モデル事業の受託に際しては、法人としての新たな方法を加えて里親開拓を推進すること、里親登録及び里子の措置委託から解除後までの一貫した支援体制を構築すること、さらに個々の委託家庭へのオーダーメイド型のきめ細かい支援を実施すること等を目標に掲げている。

2. 受託前の里親支援体制について

フォスタリング機関事業の受託前は、児童相談所（以下、児相という）の里親担当の児童福祉司が、里親及び委託児童からの一義的な相談窓口となり、児童養護施設や乳児院に所属する里親支援専門相談員や民間の支援機関から派遣された里親委託等推進員と里親等委託調整員らによって構成される※チーム養育体制全体の進行管理と調整を行ってきた。

※平成29年度より東京都で実施

3. 受託後の職種の役割

受託後はフォスタリング機関の一員として里親委託等推進員と里親等委託調整員が、里親及び委託児童からの一義的な相談窓口となり、さらに里親のリクルートに関すること、里親研修に関すること及び里子の自立支援に関することを含めた里親支援を一貫して行うこととなった。

ここではフォスタリング機関事業の各職種の役割を説明したい。

フォスタリング機関は、以下の職種に分かれて業務をおこなっている。

(1) リクルーター (2名)

里親の新規開拓及び里親制度の普及啓発を行う。年間を通じて、地域に根差した広報事業を企画実施する。その内容としては、養育家庭体験発表会の実施、FM ラジオ等での広報活動、所管の市と連携した里親説明会の開催及びパンフレット・ポスター等の配布、ホームページ SNS の活用したイベントや研修の告知、その他普及啓発に有効なPR 動画等の作成などを行う。

(2) 里親トレーナー (1名)

里親研修を実施する。管内の里親が対象であることから、小規模の研修が実施可能である。その地域性を活かし、個々の里親のニーズに合わせたオーダーメイド型の研修を企画実施する。また、同様に未委託里親のスキルアップ研修を実施する。

(3) 里親等委託調整員 (1名)

a. 新規登録及び登録更新手続、自立支援計画作成

里親希望者からの問い合わせ対応及び来所相談、新規里親申請及び登録更新手続の受付と実務、申請書類の内容確認と受理、家庭訪問調査の実施と里親調査書を作成し児童へ提出をする。さらに年1度の自立支援計画作成のための関係機関との家庭訪問の日程調整、計画作成の実務を行う。

その他里親支援専門相談員の定期巡回訪問への同行、支援計画の作成と児相への提出及び進行管理がある。

b. マッチング支援

委託候補児童について、その児童に最も適合すると考えられる里親の選定を行う児相への支援や委託に向けた調整や里親支援を行う。さらに、子担当児相からの照会について、当該里親の説明等を行う。

里親が選定された場合には、児相による子どもについての説明や引き合わせに同行、子どもと里親との交流状況の把握、関係機関同士によるケースカンファレンスへの参加など委託に向けた支援の実施と児相への報告を行う。

(4) 里親委託等推進員 (2名)

里親の一義的な相談窓口である。また全体コンサルテーションと養育状況把握のため定期的な訪問や面接と必要な助言・支援・指導と児相との連携を行う。

委託後6カ月後の来所面接、里親の相談、カウンセリング、そのための家庭訪問。レスパイトと育児家事支援の利用のための窓口。里子と実親との交流の支援。児相からの一時保護委託の依頼をうけての調整と児童の移送等必要な支援の実施など。

(5) 自立支援相談員 (1名)

里子の自立後の生活のシミュレーションや進路に向けて里子の相談を受ける。その上で支援機関や就職先との連絡調整。措置解除後の訪問や電話連絡等で状況を把握と必要な支援を実施する。

(6) 統括責任者

フォスタリング業務全体の統括業務を担当するが、主に、児相及び東京都の担当課（育成支援課）との連絡調整を行う。

毎月の業務内容を「月次報告」として都に提出する。また年度末には、東京都と取り交わした「仕様書」に沿った実績の報告と新年度の計画の提案を都に対して行う。

4. フォスタリング機関の委託に伴うメリットとデメリット

実践の中で見えてきたメリット・デメリットは以下の通りである。

(1) メリット

普及啓発、新規開拓について、個々の作業をスムーズに行うことが可能となった。特に、管内の5市との共同の説明会の開催については、開催の回数を増やすことができたことや、コロナ禍であってもリモートの開催も実施できたことは従来の児相では難しかったと思われる。

また、従来は、電話及び郵送で行っていたイベントや研修等の参加申し込み受付を、SNSやホームページを活用できるようになり、効率的になった。

さらに、フォスタリング機関で対応できることにより、里親にとっては、より身近な相談先となり、心配や不安を聞き取り支援ができるようになった。

(2) デメリット

フォスタリング機関と児相の里親担当福祉司との役割について、里親からは、「わかりづらい」とか「同じことを、双方から聞かれる」等の声があった。これはフォスタリング機関の里親委託等推進員と児童相談所の里親担当児童福祉司との間の役割分担が不明確で、引継ぎが不十分であったことが原因と考えられる。

また、児相の子担当児童福祉司からは「フォスタリング機関って何をやるの」と聞かれるなど、個々の児童福祉司にその都度説明が必要であった。モデル事業の開始にあたっての児相に対する周知が不十分であったと考えられる。

また、従来の支援機関とフォスタリング機関の違いについての周知も不十分であったと反省される場所である。

また、里親支援に関係する職種名についても、里親等委託調整員、里親委託等推進員、里親支援専門相談員、養育家庭専門員など非常に似通った名称が多く、分かりづらいとの指摘があった。

5. 今後の課題

現時点での課題としては、以下の3つがあげられる。

(1) 登録拡大に向けての現状と課題

a. 現状

令和2年度の4月から新規登録の問い合わせは 22件

登録希望は8件（養子縁組希望7件 養育家庭希望1件）

※現在の委託児童数 36人令和3年3月で措置解除予定が 9人

b. 課題

里親希望を希望する方の多くは養子縁組希望である。乳児幼児の頃から、わが子として養育したいと相談に来所している。

現在東京都では、年間およそ40組の養子縁組が成立しているが、養子縁組里親に登録している家庭は350家庭を越える。実際登録して何年も里子とマッチングされないというのが現状である。

（2）実親交流の難しさ

養育家庭に委託している里子と実親が交流するケースが近年増えてきている。

里親は、里子が実親の元に引き取られることについて、必ずしも好意的ではないことが多く、その場合、里子が心理的に不安定になる場合が多い。

フォスタリングは、里親からの相談を受けながら実親交流が円滑に進むよう調整しなければならないが、その調整が難しい。

（3）児相及び関係機関との連携の課題

今回のフォスタリング機関事業では、東京都の児相の里親担当の児童福祉司が行ってきた業務について、その殆ど（進達やシステム入力等を除く）が委託された。

しかし、実際の事務内容の十分な摺り合わせや協議が不十分で、実質の役割分担が明確でない段階での事業の開始となってしまったところがある。

新年度（令和3年）からは、役割分担を明確にした上でフォスタリング機関が果たすべき業務を遂行していかなければならない。

そのためには、業務に精通することが必要であり、管内の里親についての情報と必要な支援についてはすべてフォスタリング機関が把握し、その上で各関係機関と連携を図っていくことが重要である。

6. 最後に

令和6年度には、東京都内の全児相でフォスタリング機関事業が委託される見通しである。準備期間としてあたえられた時間は少ない。

民間機関が、児相に代わって里親支援をおこなうことで、社会的養護の必要な子どもたちの福祉をいかに向上できるのか、その実績が問われている。

今の仕組みや、関わり方が正しいのかも含めて今後3年間に解決していくべき課題を明らかにしていくためにも、今回発表したことを実践に生かしていく所存である。

この報告は丸山、中谷の2名で協議の上、丸山が執筆したものである。